五　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量1.5ｔ以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第12号の技術的な要件に定める基準とする。ただし、協定規則第94号第２改訂版の規則5. 2. 8. から5. 2. 8. 3. までの規定に適合している場合には、協定規則第12号の技術的な要件に適合するものとする。

六　第一号に規定する自動車以外の自動車については別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6. 1. に定める基準とし、第四号に規定する自動車以外の自動車については同別添6. 2. に定める基準とする。

七　第一号に規定する自動車以外の自動車については別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」7. 1. に定める基準とし、第三号に規定する自動車以外の自動車については同別添7. 2. に定める基準とする。

第九十九条第五項を削り、同条第四項第一号イ中「別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. 又は5. 」を「別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. 又は協定規則第94号の技術的な要件」に改め、同号ロ中「別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」」を「別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」」に改め、同号ハ中「別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6. 」を「協定規則第95号の技術的な要件」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　次に掲げる電気装置であってその機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、前二項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき感電防止装置の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置又はこれに準ずる性能を有する電気装置

第百条第十一項中「別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」」を「協定規則第95号の技術的な要件」に改め、同項第三号を削る。

第百二十三条第一項第一号中「12,000cd」を「16,800cd」に改める。

第百五十五条第二項第一号中「けい光灯」を「蛍光灯」に改め「以上」の下に「又はこれと同等以上の明るさ」を加える。

第百七十七条第二項後段を削り、同項第一号中「直流60Ｖ以上である部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分」に「直流60Ｖ未満の部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）以下の部分」に「直流60Ｖ以上の部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分」に改め、同項第二号中「直流60Ｖ以上である部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分」に「直流60Ｖ未満の部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）以下の部分」に「直流60Ｖ以上の部分」を「直流60Ｖ又は交流30Ｖ（実効値）を超える部分」に「別添110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の別紙２「感電保護のための警告表示」」を「協定規則第100号改訂版5. 1. 1. 5. 」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。

第百七十七条第四項を次のように改める。

４　次に掲げる電気装置であってその機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、前二項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき感電防止装置の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置又はこれに準ずる性能を有する電気装置

第二百条第一項第一号中「12,000cd」を「16,800cd」に改める。

第二百三十三条第二項第一号中「けい光灯」を「蛍光灯」に改め「以上」の下に「又はこれと同等以上の明るさ」を加える。

別添六を削る。

別添九５・３・中「おいて」の下に「、5. 3. 2. から5. 3. 5. まで及び5. 3. 7. 4. に定める試験における作動試験については、省略することができ、また」を加え、同別添別紙１・１・１・中「ＩＳＯ　7637－１：1990」を「ＩＳＯ　7637－２：2004」に「２」を「２ａ／２ｂ」に「５」を「５ａ／５ｂ」に改め、同別紙１・２・を次のように改める。

1. 2.　５の試験パルスに関しては、５ｂの試験パルスを電子制限装置付き発電機を備えた車両に加えるものとし、その他の場合には５ａの試験パルスを加えるものとする。

別添九別紙１・１・７・を同別紙１・８・とし、同別紙１・６・を同別紙１・７・とし、同別紙１・５・を同別紙１・６・とし、同別紙１・４・を同別紙１・５・とし、同別紙１・３・中「設定状態」を「設定解除状態及び設定状態」に改め、同別紙表１を次のように改める。

表１　重大度／機能状態（供電線の場合）

試験パルス番号	試験レベル	機能状態
１	ＩＩＩ	Ｃ
２ａ	ＩＩＩ	Ｂ
２ｂ	ＩＩＩ	Ｃ
３ａ	ＩＩＩ	Ａ
３ｂ	ＩＩＩ	Ａ
４	ＩＩＩ	Ｂ
５ａ／５ｂ	ＩＩＩ	Ａ

別添九別紙１・１・３・を同別紙１・４・とし、同別紙１・２・の次に次を加える。

1. 3.　２の試験パルスに関しては、通常は２ａを加えるものとするが、自動車製作者等が希望し、試験機関がこれを認める場合には、２ｂの試験パルスを加えることができる。

別添十一十四を削る。

別添五十一４・４・２・中「別添102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」の規定」を「協定規則第119号改訂版5. 、6. 、7. 、及び8. の技術的な要件に定める基準」に改め「もの」の下に「又は法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたもの」を加え、同別添４・４・２・に次のただし書を加える。

ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、細目告示第44条ただし書の規定に適合すればよいものとする。